

平成27年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成27年 8 月21日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
荒 川 由美子	委員長職務代理者
齋 藤 道 子	委 員
三 浦 溥太郎	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	草 野 純 也
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 5名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。
  
- 日程第2 議案第42号及び日程第3 議案第43号は、今後市長が議会に提案する案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成27年8月6日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

今回は、前回臨時会からの期間も短く、夏季休業期間でもございますので、学校行事として行われた、1点についてのみの報告でございます。

15日の土曜日に横須賀市総合体育会館サブアリーナを会場として行われた「全国中学生創造ものづくり教育フェア 創造アイデアロボットコンテスト第12回横須賀大会」です。

この大会は、中学校教員の技術・家庭科研究会が中心となって、中学生にもものづくりの楽しさやその製作過程を通して生きる力の養成を目指したもので、当日は、前回大会を大きく上回る10中学校から49チーム137人の生徒が参加し、それぞれ工夫を凝らしたロボットで全国大会ルールに則って熱戦が展開されました。

上位入賞チームは、これからの県大会、関東大会、全国大会での活躍に期待を抱かせる素晴らしい出来栄でした。

それとともに、運動部に比べて活動発表機会の少ない文化部の生徒たちにとって、有意義な催しだと捉えています。

森武委員長には開会式から列席いただき、閉会式における表彰までご尽力いただきました。ありがとうございました。

また、今後のことになりますが、明後日23日日曜日には芸術劇場大ホールを会場として「第28回子どものための音楽会」が開催されます。

なお、夏季休業最終の3日間、26日から28日は、全ての小・中学校、ろう学校・養護学校において授業日としております。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第41号『生涯学習センター条例施行規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第41号「生涯学習センター条例施行規則中改正について」ご説明いたします。

生涯学習センター美術工芸室の陶芸窯を廃止することに伴い、規則に定める使用料等を改定するため、この規則の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、議案の3ページに記載のとおり、規則別表に定める陶芸窯の項と同表ただし書の陶芸窯の使用に関する部分を削除するものであります。

施行日は平成27年11月1日としております。

生涯学習センターの陶芸窯につきましては、開館以来、利用者が少なく、利用の呼びかけ、陶芸教室の開設によるグループの養成など、利用促進を試みてきましたが、マンションを含む複合施設に設置されているため、防火上の必要から、開館時間内では長時間、高温での焼き入れを必要とする本格的な陶芸を行うことができず、ほとんど利用されない状態が続いてきました。

このため、昨年度から、陶芸窯を他の施設、学校等に移設し、美術工芸室のスペースと陶芸窯を有効に利用することを考えてきました。

その結果、現在使用している陶芸窯が老朽化し、不具合を生じている久里浜小学校に移設することが最善であると判断し、本案の議決後、2ヶ月をかけて、生涯学習センターの陶芸窯の廃止について、市民の皆様に周知のうえ、11月1日付で廃止をし、その後、久里浜小学校に移設させていただく予定であります。

以上で、「生涯学習センター条例施行規則の改正」につきまして、説明を終わります。

(齋藤委員)

陶芸窯につきましては、事情はよくわかりまして、私も問題があると思いますが、3ページの表なのですけれども、3行目の「ピアノ(音楽室)」のところの2,060円の上に「円」という字は、これは入れなくてよろしいものなのでございませうか。2行目に合わせるのなら入れるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(生涯学習課長)

表の表記の規則上の行政管理のほうの統一的なルールで、一番上の部分の「ピアノ (大学習室)」の 5,140 円のところに入れさせていただきまして、その後の部分につきましては記載をいたさないという扱いとなっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

(森武委員長)

ただいまの質問に関することなのですが、この一方で単位のところは 1 台、1 台と必ず書いてあるのですが、これは同じような何か行政管理課のルールがあるのでしょうか。

(生涯学習課長)

はい、行政管理課の指導にのっとった記載の方法で作成しております。

(森武委員長)

そうですか。そうしますと、多分単位というのは、台であったり、別の単位があり得るので、それぞれ書くということで、金額については多分、全部「円」ということで決まっているので最初を書くという、そういうルールに基づいてこういう表をつくられているという理解でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

そのような解釈で、このような表の構成になっているものと考えております。

討論なく、採決の結果、議案第 41 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

(森武委員長)

本日は、日程第 5 及び日程第 6 において請願の審議を予定しております。この請願は、内容が日程第 4 議案第 44 号に関連しますので、議案の審議の前に請願の審議を行いたいと思います。ご異議はありませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

日程第5 請願第2号『諏訪幼稚園の今後の在り方についての陳情』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

請願第2号の願意は、施設配置適正化計画において方向性として示された「諏訪幼稚園の廃園」を再考するとともに、疾病や障害、経済的困難な状況など支援を要する子どもたちの受け入れのために市立諏訪幼稚園を存続して欲しいというものです。

市立幼稚園は、その存在意義を、私立幼稚園の補完的役割とともに、「幼児教育の研究活動」と「支援を要する幼児の積極的な受け入れ」として運営してきました。

まず、私立幼稚園の補完的役割については、子どもの増加に陰りが見え、また私立幼稚園数及び定員が増加し民間での受け入れは充分となったことでその役割を終えたと、平成9年、10年当時に市立幼稚園の休園が検討された時点で判断しています。

その他の存在意義のうち「幼児教育の研究活動」については、市立幼稚園で行ってきた研究活動とは別に、私立幼稚園協会へ委託して進めてきた研究活動があります。協会との連携を深め、担当指導主事もかかわりを持ちながら研究・成果の発信をしていくことができれば、横須賀市全体の幼児教育としてはより良いものとなっていくと考えています。

また、「支援を要する幼児の積極的な受け入れ」は、「子ども・子育て支援新制度」の施行により、認定こども園の入園希望者の受け入れについては基本的には義務化されますので、その役割をお願いしていくこととなります。しかし、これまでの説明会において、公立がなくなることが不安とのご意見も見受けられましたので、そのようなご意見を考慮しながらスケジュールを検討してまいりました。

このような状況と最近の園児数の推移や今後の市内の子どもたちの予想人口、毎年の財政負担等総合的に検討した結果、廃園することとします。

(齋藤委員)

意見といいますか、質問なのですけれども、この請願、あるいはいろいろ諏訪幼稚園の存続についての質問書をお寄せいただいて、その質問書とかも読ませていただいたのですが、これまでの諏訪幼稚園の教育、あり方について、大変高い評価をいただいている。それは大変ありがたいことだと思います。

それで、大変皆様の、なくなるということに対しての不安・心配が多々あることは重々わかっておりますが、我々委員が理解をしておりますことは、確認をしたいのですけれども、法律が変わって、新制度の認定こども園というものができることになる。その新しい法、新制度のもとでは、諏訪幼稚園は現在の幼稚園という形では存続してはいけないというふうに我々は理解をしているのですが、それでよろしいのでしょうか。そこのまず前提を確認したいのですけれども。

(教育指導課長)

新制度に移りまして、原則的に公立幼稚園等も新制度にのらなければならないということになっておりました。その中では、新制度に移行しますと、保育料等も全て変わってまいります。そして、今までのものではなく、応能負担という形で、全ての保育園や私立の幼稚園と同等という形になっていく中で、今のままの形では存続はできない。そして、そのように応能負担という新制度に入っていく中では、やはり今の状況を考えますと、在園児の状況、園児数等からはかりましても、今後、維持していくことが非常に困難になるというような判断をいたしてございます。

(齋藤委員)

そうしますと、このご質問の中にもありましたけれども、新しく諏訪幼稚園、諏訪小学校の建てかえということをやった時点では、そういう新制度がまだ全然できていなくて、その制度が変わったことによって、急なように見える、こういうことになっているという理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(齋藤委員)

もう1点だけですが、先ほどのご説明で、結局、保育料とかも上がらざるを得ないということなのですが、大体どれぐらいの負担が増して、結局、今の基準とは物すごく違うのだというのは、もう少し具体的に教えていただけますか。

(教育指導課長)

ただいま、1カ月の保育料1万1,000円で行っております。応能負担となりますと、最高額で大体2万5、6千円ぐらいの負担をお願いすることになるということになります。

(森武委員長)

私のほうからも1点確認させていただきたいのですが、今、新制度に伴う応能負担ということで、保育料が変わるというお話がございました。現行、諏訪幼稚園は一律、市立の幼稚園は、過去からの従前の保育料でもらっていると思うのですが、そのあたりの法律は、過渡規定なのか経過規定なのかわかりませんが、そのあたり、もう少しご説明できれば、お願いできますでしょうか。

(教育指導課長)

原則として、平成27年4月からは、公立につきましては全て新制度にのらなければならないというふうに国からは指摘されております。

ただ、現在の状況としまして、今在園されている方々については、そのような制度ができるということについてご説明しておりませんでしたので、今移行せず、移行措置として、臨時的に今のままで運営させていただいているところでございます。

(森武委員長)

そうしますと、これ、しばらくの間ってことなのかもしれませんが、現状でもしこのまま諏訪幼稚園が存続したら、諏訪の幼稚園が存続した場合に、どの時点ぐらいで例えば応能負担に変えないといけないという見通しがあったのか。あるいは、それは規則で、法律等で決まっているのか等の情報があれば教えてください。

(教育指導課長)

国からは、すぐにも移行するよというふうなことで言われております。

(森武委員長)

そういったしますと、現状の保育料をそのまま引き続き改定していないというのは、こういう存続のあり方についても、ある程度の結論が出るまでということで、しばらく猶予しているという認識でよろしいわけでしょうか。

(教育指導課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(青木委員)

ただいまの請願第2号の取り扱いでございますけれども、横須賀市教育委員会の会議規則には、請願についての採択・不採択という規定はございません。従いまして、請願者の方に対しましては、先ほど教育指導課長から説明のありました所見をもちまして、教育委員会の所見として回答することではいかがでしょうか。

(森武委員長)

ただいま青木委員から請願の取り扱いについてご意見がありましたが、他の委員からご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

(森武委員長)

それでは、特に他のご意見もないようですので、教育指導課長からの陳述があった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対して書面により回答することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

日程第6 請願第3号『諏訪幼稚園の存続を求める陳情』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

請願第3号の願意は、施設配置適正化計画において方向性として示された「諏訪幼稚園の廃園」を撤回し、市立諏訪幼稚園を存続して欲しいというものです。



市立幼稚園は、その存在意義を、私立幼稚園の補完的役割とともに、「幼児教育の研究活動」と「支援を要する幼児の積極的な受け入れ」として運営してきました。

まず、私立幼稚園の補完的役割については、子どもの増加に陰りが見え、また私立幼稚園数及び定員が増加し民間での受け入れは充分となったことでその役割を終えたと、平成9年、10年当時に市立幼稚園の休園が検討された時点で判断しています。

その他の存在意義のうち「幼児教育の研究活動」については、市立幼稚園で行ってきた研究活動とは別に、私立幼稚園協会へ委託して進めてきた研究活動があります。協会との連携を深め、担当指導主事もかかわりを持ちながら研究・成果の発信をしていくことができれば、横須賀市全体の幼児教育としてはより良いものとなっていくと考えています。

また、「支援を要する幼児の積極的な受け入れ」は、「子ども・子育て支援新制度」の施行により、認定こども園の入園希望者の受け入れについては基本的には義務化されますので、その役割をお願いしていくこととなります。

このような状況と最近の園児数の推移や今後の市内の子どもたちの予想人口、毎年の財政負担等総合的に検討した結果、廃園することとします。

なお、幼児教育の重要性については十分認識をしているところですので、これまでの幼稚園運営で蓄積したノウハウを活かし、幼小連携や小一プロブレム解消への取り組みを全ての小学校から幼稚園や保育園に対して進めるとともに、廃園の事務を進める中で説明会を行い、今後の幼児教育の具体的な方向性をお話しさせていただきたいと考えています。

(青木委員)

本請願の取り扱いについてですけれども、先ほど請願第2号でもご説明をさせていただきましたように、横須賀市教育委員会の会議規則には、請願についての採択・不採択という規定はございません。従いまして、請願者の方に対しましては、先ほど教育指導課長から説明のありました所見をもちまして、教育委員会の所見として回答することではいかがでしょうか。

(森武委員長)

ただいま青木委員から請願の取り扱いについてご意見がありました。他の委員からご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

(森武委員長)

それでは、ご意見もないようですので、教育指導課長からの陳述のあった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対して書面により回答することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

#### 日程第4 議案第44号『市立幼稚園の廃園について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

では、議案第44号『市立幼稚園の廃園について』、ご説明申し上げます。

本件は、市立幼稚園の廃園を進めるに当たり、基本となる事項である廃園の時期を定めるものです。

市立幼稚園の廃園への取り組みについては、4月の教育委員会定例会及び6月の市議会第2回定例会で、今後の市立幼稚園のあり方の中でご報告いたしました。その後、6月下旬に幼稚園関係者への状況説明を行い、翌7月中旬に在園児の保護者などを対象とした説明会を開催し、多くの意見や要望を頂戴したことは、7月の教育委員会定例会でご報告したとおりです。

7月定例会での報告後、今月の17日と19日には市立幼稚園の各園で2回目の説明会を開催いたしました。2回目の説明会においても、私立幼稚園と小学校の連携は行われているのか、行われているのであればどのような連携なのか詳しく知りたい、また、小1プロブレムの問題やモデルケースとしての必要性など、幼小連携に係る意見や要望、こども育成部が準備を計画している(仮称)中央こども園の開園時期と市立幼稚園の廃園時期に1年の空白期間があることや、それによる支援を要する子どもの受け入れ体制に対する不安、教育委員会事務局の廃園の進め方に対する不満、また、廃園が決定するまでの手順に対する質問など、多岐にわたる意見等を頂戴いたしました。

教育委員会事務局といたしましては、廃園するには、園児募集の際に、翌年度の募集がない可能性があること、つまり、単学年となる可能性があることを事前に説明する必要がある、最低でも3年を要すると考えてきました。同時に、市立幼稚園の運営には、年間5,000万円を超える財政負担を伴うことから、少

しでも早くすることも責務と考えてきました。

しかし、市議会や保護者などを対象とする説明会でのご意見では、こども育成部で整備を計画している認定こども園の開設時期と廃園の時期を合わせることや、私立幼稚園での3年保育を考えた場合、時間的に余裕がなさ過ぎるなど、廃園の時期に係るご意見を数多くいただきました。そのような多くのご意見を考慮し、廃園時期について検討した結果、平成30年度末で廃園することとし、本議案を提出しております。

以上で市立幼稚園の廃園についての説明をおわります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(齋藤委員)

先ほどの請願の中にも、2回目の説明会は夏休み中なのでご参加の人数が減るのではないかっていう、そういうご指摘があったのですが、実際、2回目の説明会はどれぐらいの方が参加なさったのか、おわかりでしょうか。

(教育指導課長)

8月17日に行いました諏訪幼稚園の説明会については、合計で69名の方が参加されました。

また、大楠幼稚園のほうの19日の説明会につきましては、25名の参加をいただきました。

(齋藤委員)

ありがとうございます。

(三浦委員)

公立幼稚園ですと、低所得者の方々が、仮に存続した場合には、安く行けるわけですね。現在、大体おおよそでいいのですけれども、どのくらいおられて、それで、そういう方たちへの、代替策みたいなことは何か考えていらっしゃるのでしょうか、廃園した場合。

(教育指導課長)

生活保護等を受けていられる方、また、保護所等から通園されている方については、原則は、これは何もいただいておりません。それについては、新しい制度になっても変わるものではございません。

また、新制度に移行した場合、応能負担となりますので、それぞれの方の所得に合わせての負担となりますので、そこについて、特に大きく損なわれるも

のではないと思っております。

(三浦委員)

よろしいですか。そうでなくて、廃園となりますと、そういう方たちが今度、私立の幼稚園に行くか、あるいは認定こども園に行くか、どちらかわかりませんが、その場合に、要するに今まで負担なくて幼稚園に行けたお子さんたちが、今度はどのようになるのでしょうか。

(教育指導課長)

その部分については、私学に対しての助成金等がございますので、そういうものを利用していただくことになります。

(荒川委員)

先ほど、市のほうの大楠幼稚園や諏訪幼稚園で蓄積された幼児教育のノウハウといったようなものが私立の幼稚園のほうにもかなり反映できて、それを期待しているというお話があったのですけれども、それは今後もそのような形で、市のほうとして私立の幼稚園に対しての指導といいますか、そういったことはされていく予定なののでしょうか。そのあたりもお願いします。

(教育指導課長)

まず一つは、新しくできていく認定こども園の1号認定の子どもたちについて、教育要領と保育料が今度新しい中では合致してきておりますので、そういう中で一つ指導していく部分があります。

もう一つ、私立幼稚園のほうにつきましても、現在の幼小連携講座等で、いろいろなところで発信をしております。さらにそれを進めていきたいというふうに考えております。

(荒川委員)

ありがとうございます。

(森武委員長)

ただいま荒川委員の質問にもございましたけれども、今までは市立幼稚園でいろいろ実践を積んで、それを私立の幼稚園に広めていくというような考え方で行われていたと思うのですけれども、今後、市立幼稚園を廃園にした場合に、こういう研究を続けて考えないといけないと思います。そういうものをやるとすると、全く私立幼稚園の協力を得ないといけないと思うのですけれども、今

後何かこれまで以上にそういう連携を深めるような、今はまだ検討段階と思うのですけれども、そういう何かお考えがあれば教えてください。

(教育指導課長)

現在、市立幼稚園の研究成果については、教育課程研究会の中での研究発表、そして、各園の公開の研究発表等でさせていただいているところでございます。

さらに今後行っていく中では、幼小連携の講座、それから保育の講座等につきまして、こども育成部と連携しながら、さらに私立幼稚園協会にも投げかけて進めていくつもりであります。

(森武委員長)

あと、今、教育委員会のほうで幼稚園の担当の指導主事の方がおられると思うのですけれども、その方が今後、閉園になると、直接市立幼稚園として面見することはなくなると思います。今後、その方のポストをなくしてしまうのか、あるいは残すにしてもどういう形で活用されるのかとかは、何か予定されていることがあれば教えてください。

(教育指導課長)

現在でも公立の認定保育園をつくっていくに当たって、その教育の中身については指導主事が積極的にかかわっていくということで考えておりますので、今後、そのような形でやっていきたいと思っております。

(森武委員長)

そうしますと、認定こども園のほうはこども育成部の所管ですけれども、特に幼稚園教育の部分の指導については教育委員会が引き続き、現行おられる指導主事等を通して協力していくという、そういうご説明という理解でよろしいわけでしょうか。

(教育指導課長)

はい、そのように考えております。

(森武委員長)

あと、もう1点なのですけれども、これまでの説明会においては、最短で平成29年度の末ということで説明をされて、余りにも短期間であるとか、いろいろご意見もいただいたと思うのですけれども、今回提案されている議案では、平成30年度の末ということで、少し今までの説明とは時期が変わってきている

と思うのですけれども、そのあたり、こういう判断に至った経緯について、もう少し詳しくご説明できるのであればお願いします。

(教育指導課長)

まず、公立の認定こども園との開設時期の部分で合わせていく。このことについては、先ほどもありましたように、いわゆるいろいろなお子さんに対しての対応を考えた場合に、空白期間をつくらないほうがよろしいのではないかということ。

それからもう一つ、ここで平成28年度末でもう終了、停止しますというふうになった場合に、3年保育の私立の幼稚園を考えてられる方については、余りにも選ぶ時間が少な過ぎると。やはりもう1年間ぐらいかけて選んでいきたいというふうなご意見も多くいただきましたので、そういうことを考慮した結果でございます。

(森武委員長)

そうしますと、最後のご説明にありました、もし平成29年度末で終わる場合は、平成29年度の募集はないので、そうすると、市立幼稚園は2年保育ですが、私立は一般に3年保育ですので、3年保育に行くためには、すぐに幼稚園を決めないといけないという切迫した問題があるということで、時期が余りにも短か過ぎるという判断をされたら、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(教育指導課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(森武委員長)

わかりました。

(齋藤委員)

先ほども質問させていただいたことなのですが、この廃園というお話になっているときに、恐らくほかの委員の方もかと思いますが、少なくとも私自身は、国の制度が変わり、新制度になって、今のままの形のとにかく幼稚園を維持していくことはもうできないということで、これはいたし方ないという、いわば苦渋の判断をせざるを得なかったということがあるのですね。ですから、そういう新制度に、いつ新制度が明らかになって、その結果、中身がこのように変わる、変わらざるを得ないのです。そういうものをもとにして、やはりこれは廃園を、かなり急なスケジュールに見えるのだけれども、実はそういうふ

うにせざるを得なかったのですという経緯を、よりもっと丁寧に詳しく、わかりやすく、皆様にこれはご説明をぜひしていただきたいということがお願いの1点です。

それからもう1点は、先ほどからいろいろご質問にもございましたが、質問書にもたくさんいただきましたが、なくなって、こういうことはどうなるのだ、これは、今現在のこういうような現在の幼稚園がやっていることはこの先どうなるのかというような、そういう現状をなるべく後退させないで、むしろこれを機会にいいほうにということに、現在の諏訪幼稚園あるいは大楠幼稚園が築き上げてきた幼児教育とかそういうものの実績を何とかうまく、子どもさんに不利にならないような形でうまく引き継いでいっていただきたいというのが、私からの2点目のお願いです。

(荒川委員)

本当に齋藤先生と同じ意見なのですが、私、それにプラスしまして、いわば陳情の中にもありました、例えば疾患をお持ちのお子さんですとか、それまでなかなか私立の幼稚園で受け入れていただけなかったお子さんたちも、例えば市立幼稚園が今まで培ってきたものを私立幼稚園へ発信して、こんなふうに対応していけば十分やっていけますというようなことも含めて、そういった子どもたちが困らないような環境を、できるだけ今後、市のほうで整えていただいて、私立幼稚園協会などとも連携しながらやっていただけたらありがたいと思っています。

(森武委員長)

私のほうから、意見ではないかもしれませんが、もしこの議案を決定した場合に、今後の流れ等について、質問状とかいただいている中でも、やはり、急に発表して突然知らされたとか、こういう周知徹底が図れなかったというところは、少し我々としては反省すべき課題だと思いますので、今後の予定等について簡単にご説明いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(教育指導課長)

今回のこの会で決定されたことにつきましては、第3回の市議会定例会でご報告をさせていただき、その後、また各幼稚園の保護者・関係者の方々に説明会を行い、またそこでご意見をいただいて、また教育委員会のほうにご説明をさせていただくということをやっていくということに今考えております。

その議決によりましては、また次のスケジュールを考えていくということに

なりますので、今の中で、毎回そのような形を進めていくと。今回の議決をいただきましたらば、その議決をもって次のスケジュールをまたお示ししてということになります。

(森武委員長)

最終的には、まさに今回の議案に書かれているように、市立学校の設置条例を最終的には改正しないといけないと思うのですけれども、今回のもしこの議案が決定されるとすると、それに基づいて手続を進めていくということで、それは条例ですから、議会との関係もあるので、議会等にご説明して進めていくということでよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(森武委員長)

そうしますと、その中で、我々だけでは決められないこともありますし、議会と相談したり、いろいろ議会に諮らないといけないことがあると思うので、なかなか住民の方からすると情報がすぐにおりてこない、あるいは、何か決まってから突然発表がされたというイメージを持たれているというのが現状だと思うのですが、いたし方ないところはあるかと思うのですけれども、ただ、住民の側の立場に立つと、何か全てが何も聞かされないまま進んで、決定事項だけが突然おりてくるというものというのは、なかなか理解もしがたいし納得できないということになるかと思imasので、なかなか調整が難しいところがあるかと思うのですけれども、なるべく速やかに情報を関係者の方に引き続き周知徹底していただけるような形で進めていただきたいと思imasので、ぜひよろしくお願いいたします。

採決の結果、議案第 44 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『教育委員会の点検・評価について』

(教育政策担当課長)



それでは、教育委員会の点検・評価結果について、ご説明させていただきます。お手元にお配りいたしました「教育委員会点検・評価報告書（案）」（平成26年度対象）とあります冊子の1ページをお開きください。

表題の「はじめに」の「(1) 点検・評価の目的」にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、全国すべての教育委員会での実施が義務付けられているものです。

教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、市議会への報告、市民への公表が必要とされています。また、点検・評価の実施にあたりましては、客観性を担保するという観点から、学識経験者の知見を活用することとされています。

本市の点検・評価報告書につきましては、平成22年度に策定した横須賀市教育振興基本計画に示した施策体系に基づいて作成していきまして、本年度点検評価の対象となっている平成26年度は、横須賀市教育振興基本計画の第2期実施計画の初年度となっています。

2ページをご覧ください。「(2) 点検・評価の方法」ですが、点検・評価の具体的な内容や方法につきましては、各教育委員会に委ねられています。本市におきましては、横須賀市教育振興基本計画における重点課題に対応する主な事業を中心に、「学校教育編」、「社会教育編」、「スポーツ編」の3つに区分された各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績をもとに点検・評価を行いました。評価にあたりましては、記載された3人の外部の学識経験者からご意見をいただいています。

本日、当委員会でいただいたご意見などを踏まえ、平成27年第3回市議会定例会の教育福祉常任委員会へ報告いたします。その後、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などにより市民への周知を図ってまいります。

4ページをお開き下さい。横須賀市教育振興基本計画の第2期実施計画では、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題をあらためて捉え、5つの「重点課題」として位置付けました。1として「学校・家庭・地域の連携推進」、2として「学力・体力の向上」、3として「いじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決」、4として「学校の教育力向上」、5ページに移りまして、5として「社会教育施設による学習支援の推進」、これら5つの「重点課題」に対応する19の主な事業に関して、重点的に点検・評価を行いました。

以下、この重点課題に対応する主な事業を中心にご説明させていただきます。

それでは8ページをお開きください。【1 子ども読書活動推進事業】についてです。この事業は、第2期実施計画から新たに重点課題に対応する事業として位置付けています。児童生徒の読書への関心や学習の力を高めるために、学

校図書館機能の充実、学校図書館コーディネーター等の配置、蔵書情報のデータベース化、教職員の研修の充実、市立図書館との連携を強化します。実施内容および効果については、学校図書館コーディネーターを派遣した学校は、派遣していない学校よりも「読書が好きな子どもの数」や「1か月の平均読書冊数」が上回ったことなどを挙げています。

9ページをお開きください。学識経験者の意見としましては、すみやかに市内すべての学校にコーディネーターの派遣を確保するとともに図書館が各学校におけるICT教育の拠点となるように必要な整備の充実を図らなければならないとの意見をいただいています。

今後の方向性として、早急に中学校の図書館にもパソコンの配置を進めていき、図書館がICT教育の拠点となるようにしていきたいとの考えを示しています。

次に27ページをお開きください。【10 学力向上事業】についてです。「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取組の充実を図ります。また、教員の授業力向上や人材育成を進めるための学校組織の活性化を推進します。

28ページをご覧ください。

実施内容および効果については、学力向上推進モデル校の設置、家庭学習啓発リーフレットの配布、教育フォーラムの開催、研究会の立ち上げ、研修体系の整理、人材育成プログラムの作成、総合高校での英語を中心としたサテライト授業の実施などを行いました。

29ページをお開きください。学識経験者の意見としては、教師への研修の充実と研修にかかる時間の確保が急務であるとの意見をいただいています。

今後の方向性としては、研究授業等において、指導主事が指導助言の中で質的な学力の形成にも重点を置くとともに、各学校において研修の充実が図れるような支援を行うこと、研修の内容については、児童・生徒中心のものへと転換を図っていきます。

次に30ページをご覧ください。【11 小中一貫教育推進事業】についてです。小中学校の教職員が義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識を持ち、児童生徒や地域の実態をもとに共通の教育方針を設定するなど、小中で一貫した教育の充実に取り組みます。

実施内容および効果についてですが、研究を委託した4中学校ブロックに小中一貫教育推進校の役割を依頼し、研究を進めるとともに、その取組について市内に発信しました。

また、平成28年度から市内の全小中学校において小中一貫教育を推進していくにあたり、推進校の実践をもとに冊子を作成し、市内の小中学校の全教職員に配布いたしました。これらの取組により、市内の小中学校において、小中一

貫教育の準備を進めていこうとする意識が広がってきているところです。

31 ページをお開きください。学識経験者の意見についてですが、今後も全教職員が意識を持てるような取組にすることや市民に向けた啓発などが重要であるとの意見をいただいております。

今後の方向性については、全教職員が意識を持てるよう、きめ細やかな指導・支援を継続していくことと、市民に向けた情報発信を行っていくこととしています。

次に 52 ページをお開きください。【19 美術館教育普及活動の推進】についてです。この事業は、第2期実施計画から新たに重点課題に対応する事業として位置付けています。美術館活動基本方針の5つの柱に基づく教育普及活動を行います。特に、学校等と連携して子どもたちの鑑賞教育を中心とした教育普及事業を充実させます。実施内容および効果についてですが、各種ワークショップの開催、教材「アートカード」の普及、教員を対象としたアートカード活用講座の開催、子どもたちが参加できる創作イベントの開催などを実施しました。

53 ページをお開きください。学識経験者の意見ですが、市が所蔵する作品の目録などを市民に紹介すること、各研究の推進、美術愛好家やコレクターの活用などの意見をいただいております。

今後の方向性については、広報よこすかやホームページでの所蔵品紹介の継続、教育普及活動の充実、個人所蔵作品の情報収集などを挙げています。

以上で重点課題に対応する主な事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、目標・施策に基づく関連事業は、学校教育編については、66 の関連事業と 165 の行動計画、社会教育編については、53 の関連事業と 165 の行動計画、スポーツ編については、23 の関連事業と 52 の行動計画があります。これらの昨年度実施状況を 56 ページから 112 ページに記載しました。

目標指標については、学校教育編9指標、社会教育編7指標、スポーツ編6指標、これらの目標値に対する昨年度実績を 115 ページから 127 ページに記載しています。

なお、116 ページと 117 ページの学校教育編、指標3の「いじめ解消率」と指標4の「不登校児童生徒の学校復帰改善率」については、10月頃に実績値が公表されますので、公表され次第、報告書の確定版を改めて配布させていただきます。

巻末には関連事業、目標指標に使用している注釈の用語について解説を記載しています。

最後に、ホームページで市民の皆様から募集した点検・評価報告書案についてのアンケートですが、意見はございませんでした。

以上で、報告書の内容についてのご説明は終了いたします。

(齋藤委員)

2点お尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。

まず1点目は、今の最後の目標指標なのですが、この中の幾つかで、平成26年度の実績値よりも目標値のほうが下がっているという例があるのですね。つまり、もう目標は完全に達成しています。これは、そういう場合には、目標値を変えるということは、今後はあるのでしょうか。この点がまず第1点ですが、いかがでしょうか。

(教育政策担当課長)

おっしゃいますとおり、平成29年度に向けて立てた目標値を既に平成26年度で達成している、上回っているという指標が学校教育編の指標2ですとか、指標6、指標7など幾つかございます。

平成29年度に立てた指標を見直すかどうかにつきましては、今回、第2期実施計画ということで、平成26年度から平成29年度の4年間の最初に立てた指標でございます。ですので、基本的には、途中で指標を見直すということは難しいのではないかと考えておりますが、ただ、その中で目標値を達成したからといって、これでよしということではなくて、やはり平成26年度よりはさらに平成27年度、さらにまた平成28年度と、達成値を上げていくという努力は継続して必要になるものと考えています。

(齋藤委員)

わかりました。

あともう1点なのですが、29ページなのですが、学力向上事業に関して、学識経験者のご意見で、最後の行ですが、「研修の充実と研修にかかる時間の確保が急務である。」とございまして、それに関して、その下の欄の今後の方向性ですが、研修の充実については大体方向が見えるのですが、時間の確保については、ほとんどないと思うのですね。もちろん時間の確保は大変難しくて、一朝一夕に確保できるという話ではないことは重々わかるのですが、それにしても、時間をどのように確保しているかということについて、たとえわずかでも第一歩として踏み出すために、こういうことをやりましょうとか、そういうことはまだないのでしょうか。

(教育研究所長)

齋藤委員のご指摘のありました、まず5年前、先生方の時間を確保するとい

う狙いで、校務支援システムを導入いたしました。それにより、先生方が放課後の使える時間を確保したという実績は今ございます。

(齋藤委員)

それをさらに時間を確保するという点については、現在は、具体的にはまだ方策は、今のところはないというか、そういうことでしょうか。

(教育研究所長)

研究所が関することについては、その時間の確保ということで、先生方の教務に関する点です。あとは、いろいろな検討会議がございます中で、放課後の会議のあり方、あるいは教育課程の変遷、そういうところを検討しているのが現在の形でございます。

(齋藤委員)

ありがとうございます。

私も学校におりますので、いろいろと今までなかった仕事がふえてきたり、予定外のことが入ったりということは重々わかっておりますので、簡単に先生方の時間を、自由な時間を確保しましょうというのは、現実には難しいかはよくわかっているのですが、それにしても、できるだけそういう方向で、各部署でご検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(森武委員長)

私のほうからも何点かご質問させていただきたいのですけれども、まず、重点課題に対する事業の9ページなのですけれども、子どもの読書活動の推進事業ということから始まっているのですけれども、9ページの学識経験者の意見等のところで、図書館が、その最後から2行、下から2行目なのですけれども、図書館が各学校におけるICT教育の拠点となるような、必要な設備の充実が図らなければならないという意見がありまして、それに対して今後の方向性として、「図書館がICT教育の拠点となるようにしていきたい。」と書かれているのですけれども、このあたりについてはどういふような。特にこのご意見は、学識経験者のご意見なので、このとおり意見として承ればいいと思ひますが、その中で方向性をこいふふうに書かれている。どういふふうにされる予定なのかとか、あるいは、どういふ意図でこいふことを書かれているのかと、ちよつとご説明いただけますでしょうか。

(教育研究所長)

ここ3年、中学校のパソコンがない状態が続いております。図書室にパソコンが配備されていない現状がございまして、この基本計画が策定されたときに、各学校が持っているデータを共有するような形がとれないかと、検討が第一歩を進めてまいりました。

しかしながら、現状では財政的な観点から配備ができずにいますが、今年度も来年度に向けて所管課と協議をしております、中学校のほうにそういうような配備ができるような働きかけをしたいと考えております。

(森武委員長)

なるほど、わかりました。今ご説明いただいたのは、中学校の図書室に、多分蔵書を管理する、あるいは蔵書を検索するようなパソコンを配備するというご計画のご説明だと思うのですが、そのところは私もよく理解できるのですが、その後の、この方向性の中で、「図書館がICT教育の拠点となる」というところがちょっと私としては気になっているのですが、図書館が図書の情報を通して何か進めていくことは、私は、それはもちろんあるべきだし、どんどん進めていただきたいと思うのですが、それとICT教育の拠点となるということはちょっと違うような気がしたのですが、それはどういう理解をすればよろしいのでしょうか。

(教育研究所長)

今、ICT機器の配備について今後の方向性を検討しております、後ほどの議題になるPC教室のパソコンの更改、今後タブレット型PCとか、またその持ち込みができることと考えて図書館が無線の環境が整っているために、タブレット型PCを活用できるのではないかと考えて、そのような回答になっております。

(森武委員長)

そうしますと、今は小学校、中学校では、これは中学校の話かもしれませんが、パソコン教室というものが既に配備されていると思う、設置されていると思うのですが、それをなくして図書館にICTを行うということなのでしょうか。何をしたいのかがよくわからないのですが、これは、ICT教育の拠点になるってことは、図書館がその機能を持つのか、あるいは、その設備を持つのかということなのですが、何かしていきたいという目標がある、目標というか何か目指す像があると思うのですが、では、最終形はどういう形にしたいということでこういうふうに書かれているか、ことをちょっと教えていただけますでしょうか。

(教育研究所長)

現在、そのような方向性をご指摘されたところは検討しております。今後、PC教室については、可動ができないパソコンを使っていくことは確認しております。

小学校における図書館については、可動式のパソコンが今後導入することができれば、いろいろな資料の活用、あるいは図書資料の活用等を検討しており、青写真をつくっているような段階でございます。

(森武委員長)

わかりました。ごめんなさい、少ししつこくで申しわけないのですけれども、図書館で例えばICTの技術を使っていろいろ調べ物をするとか、あるいは、データベースを使って本を読むための活動につなげましょうってことは、私、再三申しているとおり、賛成なのですけれども、それと、そもそも小学校、中学校で行われるICT的教育というのは、調べるのも一つですけれども、実際、ICTの機器の活用とか、あるいはそういう操作とか、いろいろな観点があると思うのですけれども、それが何か図書館が拠点になってできるのかとか、図書館がやるべきことじゃない。ICT教育を図書館がやるというのは何かちょっと違うものがあると思うので、何かこの言葉に違和感を感じたので、少ししつこく聞かせていただいているのですけれども、そのあたりというのはどういうふうに整理すればよろしいでしょうか。

(教育研究所長)

基本的には、委員長がご指摘されているように、図書館が中心になる訳ではありません。回答が読み取りづらく申し訳ありませんでした。第2のICTの活動する拠点としたいということがこの中には含まれて考えております。

(森武委員長)

そうですか、わかりました。今の補足のご説明を聞くとこの文章は理解できるのですけれども、これだけ読んでしまうと、ICT教育は全部図書館が担うのだから、図書館、学校図書館ですけれども、学校図書館で担うのだからというのはちょっと違和感があったのですけれども、これは別に今直せというわけではないのですけれども、今後、ちょっと表現を少しご検討いただければと思います。今後は少し配慮いただければと。よろしく願いいたします。

あともう1点、引き続きちょっとお願いしたいのですけれども、28ページなのですけれども、28ページの実績というところで、4の「実施内容(実績)お

よび効果」というところで、一番下の○なのですけれども、横須賀総合高等学校でのサテライト授業ということで、「英語科を中心としてサテライト授業を行うことにより、生徒の学力向上につながった。」とあるのですけれども、サテライト授業をどういうふうに行って、この概要と、あと、具体的にどういう向上につながったかというところ。これ、どういうふうに判断されてこういうことを書かれているかってところ、簡単にご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

サテライト授業につきましては、以前、今までは学習塾の授業を、DVDで購入し、それを子どもたちが見て、そして学んでいくという方法をとっておりました。その方法によって、申しわけありません、学力の向上何%と、今ちょっと数字を持っておりませんが、子どもたちの興味・関心が利用率からいって上がってきているというふうな状況判断で書かせていただいたところです。

(森武委員長)

わかりました。今のご説明で大体わかったのですけれども、これは教育委員会の点検・評価書なので、サテライト授業を行ったことは事実なので、そのとおり。それで、それに例えば参加者が定員を超えるとか、あるいは定員いっぱいになったので、興味が広がっているというのも事実だと思う。

ただ、「学力向上につながった。」っていうことを書くためには、やはり何らかの指標が、例えば何らかの、例えばその英語科、英語を中心にやったので英語の教科の点数でもいいのですけれども、何かは何ポイント上がったとか、あるいは何かで、ある程度学力調査の結果が少し上がったというのがないのに、点検・評価という、こういう公式なときで「つながった。」というのが、ある意味、エビデンス、証拠がない中で書かれるというのは、少し違和感があります。

もちろん何か、実感だけじゃちょっとまずいので、何かデータに基づく表記をしていただければと思います。こちらも特に今直せてわけではないのですけれども、今後、ちょっとこういうところいろいろあるのではないかなと思いますので、評価書ですので、ぜひ丁寧にお願ひできればと思います。

(教育指導課長)

はい、おっしゃるとおりであると思いますので、どういうことがどういうふうに具体的に変わったということを表記するようにしたいと思います。

(森武委員長)



お願いいたします。

## 報告事項（２）『中学校全国・関東大会出場選手激励会について』

（スポーツ課長）

スポーツ課からは、８月４日に行いました「中学校全国・関東大会出場選手激励会」についてご報告させていただきます。

この会は、横須賀ブロック地区予選、さらに神奈川県予選を突破し、全国・関東中学校体育大会への出場を決めた生徒を対象に、例年８月上旬に行っているものであります。

今年は、陸上、柔道など個人種目で好成績を収めた選手が多く、77名の生徒を対象に行いました。

２ページから４ページにかけて、全国・関東中学校体育大会出場者一覧をお示ししました。激励会を開催したのちに行われました関東大会で、坂本中学校女子バスケットボール部が３位、横須賀学院中学校男子ソフトボール部が３位の好成績を収め、それぞれ全国大会への進出を決めています。

全国大会については、日程をお示ししましたとおり、８月１７日から開催されています。

激励会には、委員の皆様や、保護者を始め、多くの関係者の皆様にもお越しいただき、選手たちも決意を新たに大会へ臨むことができたことと思います。

結果につきましては、次回定例会の際に改めてご報告させていただきますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

（質問なし）

## 報告事項（３）『自然・人文博物館空調設備改修工事施工及び展示更新に伴う一部休館について』

（博物館運営課長）

それでは、博物館から、自然・人文博物館空調設備改修工事及び展示更新に伴う一部休館について、ご説明いたします。

資料の記載順とは逆になりますが、２の休館理由からご説明いたします。

博物館では今年度、人文館の展示室系統空調設備の改修工事を当初予算に計上いたしまして、６月２６日に契約いたしました。夏休みに行っております企画

展「標本いろいろ」が終了した後に、旧設備を撤去して新設備を据えつける工事を予定しております。工事期間中、来館者の立ち入りをご遠慮いただいたほうがよい箇所が生じます。

また、横須賀製鉄所創設 150 周年記念の特別展示を、3階特別展示室だけではなく2階常設展示室も使用した形で、10月31日から開催するため、この展示更新を行います。そのため、人文館の展示室を一部休館するものでございます。

(1)に戻っていただきまして、休館する施設ですが、館全体としては通常どおり開館いたしますが、人文館について、まず1階の縄文時代から中世、三浦一族の時代までの展示をしております展示室については、9月10日から10月12日まで、2階の幕末から近代までの歴史と民俗資料を展示しております展示室については、9月10日から10月30日まで休館することといたします。

なお、来館者向けの広報といたしましては、「広報よこすか」9月号、博物館ホームページでお知らせいたします。

以上で、博物館の空調設備改修工事及び展示更新に伴う一部休館に関する報告を終わります。

(森武委員長)

1点お伺いしたいのですが、特別展示、これに伴うことで展示替えをするということで、人文館、これは2階ですか。

(博物館運営課長)

はい、そのとおりです。

(森武委員長)

10月30日まで休館されるということでしたけれども、これ、特別展示が終わった1月31日以降、また何か戻すために作業が発生するのか。それは特に問題ないのか。そのあたり、わかっていれば教えてください。

(博物館運営課長)

今回の展示構成につきましては、特別展示のテーマであります横須賀製鉄所(造船所)の創設150周年に関する展示替えでございます。今までも製鉄所に関する展示はございましたけれども、それを含め近代の展示を充実させるということもございますので、特別展示終了後も元に戻さずに、そのまま常設展示として続けていくものでございます。

(森武委員長)

わかりました。そうしますと、特別展をやられる3階は特別展のためにやられて、2階のところというのは、これを機会に、まずは特別展の一部としてされて、その後そのまま引き続き常設展として使われるということで理解しました。どうもありがとうございました。

(その他)

(総務課長)

事務局から傍聴者への会議資料の提供について、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと存じます。

現在、非公開部分を除く教育委員会会議の議案、報告事項の資料については、会議中傍聴者に閲覧いただき、会議終了後に回収させていただいております。

一方、市の審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づき、本市における審議会等では、会議資料について、配付部数に制限のある資料などを除き、傍聴者への提供が進んでおります。

このため、教育委員会会議についても、審議会等の設置及び運営に関する要綱を準用する形で、本日以降、傍聴用の会議資料のうち、配付部数に制限のある資料、会議の都度使用する資料などを除き、秘密会を除く会議終了時点で傍聴されていた方には、提供することとしたいと考えています。

また、今後、非公開部分を除く会議資料のホームページへの掲載についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(三浦委員)

基本的には賛成です。

ただ、前回にありましたように、市民へのアンケート調査の本文、その内容が事前にわかってしまった方と、それ、配られたときに全然知らない方が出てしまうのですけれども、しかし、そういうことはないように、やっぱりアンケート調査の公平性を保つためには、その資料そのものはやはり傍聴される方には直接触れないような形をぜひとっていただきたいと思います。

(総務課長)

今ご指摘いただいたようなこと、また他にも同じようなケースがあるかと思っておりますので、そういった配慮が必要な案件につきましては、その都度よく検討していきたいと思っております。

(森武委員長)

今、三浦委員からご指摘がございましたように、仮に傍聴の方に公表し、持ち帰らなくてもお見せしているということは、ある意味公表した資料になっていますので、それをさらに持ち帰っていただく、あるいはホームページ等で公開していくという方向性についてはいいことだと思いますけれども、逆に、その取り扱い、そういうものが持ち帰られることによって何か、先月の例ですとアンケートの結果に影響を与えるとか、そういうようなものについては、あらかじめ資料をつくっていただくとき、あるいは配付されるときに、ご配慮いただくということをお願いしたいと思います。

ほかに意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、今のご指摘等を踏まえて、今、総務課長からご説明があったとおり、今回の会議以降進めていくということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(森武委員長)

では、それによろしくお願いいたします。

(委員質問なし)

委員長 日程第2から日程第3は、今後市長が議会に提出する案件であるため秘密会とすることを宣言。

関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成27年8月21日（金） 午前11時25分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋